



受診制限等の変更について(お知らせ)

7月29日に、県内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。

これに伴い、6月18日から実施していた受診制限等の措置を、下記のとおり変更することといたします。

記

1 来院時に **37.5℃以上の発熱症状がみられる方は、原則として、受診制限を継続**させていただきますが、**感冒症状を主訴とする方は、医師により受診の可否を判断**させていただきます。

なお、受診できないことによる**お困り事がある場合には、電話でご相談**ください。

2 **ご本人または同居されているご家族が、2週間以内に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者と接触した場合は、受診をご遠慮**いただきます。

3 **付き添いの方は、患者様1名に対して大人の方(高校生以下は不可)1名に**限らせていただきます。

複数の方がいらっしゃった場合、**付き添いの方以外は自家用車等で待機**をお願いします。

なお、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

当センターには、**常時医療的ケアを必要とするお子さんが入院**しております。

また、外来には**基礎疾患をお持ちの患者さん**も多くいらっしゃいます。

このような患者さんが、新型コロナウイルス感染症に感染すると**重症化する**ことが懸念されることから、**感染防止対策を強化**しております。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、**院内感染防止**のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年8月19日

岩手県立療育センター所長

